

越前市 PR 応援商品 を募集します！

新たに「越前市PR応援商品」登録制度がはじまりました。ロゴマークを使用し越前市をPRしていただける商品や、ロゴマークを使用し商品イメージを向上させたい商品など広く募集します。



ロゴマーク

1 「越前市PR応援商品」について

豊かな自然環境を有し、歴史と文化が残るモノづくりのまち「越前市」から全国に向け販売される商品で、

- ①十分な販売実績があり、共通ロゴマークを使用し越前市のPRに協力していただける商品。
 - ②新たに開発した商品など、共通ロゴマークを活用することにより販売促進につなげたい商品。
- これらの商品を登録していただくことで、「越前市PR応援商品」と呼びます。

2 対象商品について

- ①市内の事業者が市内で生産、製造している商品
- ②市外の事業者が生産、製造する商品のうち越前市とゆかりあるいは歴史的つながりを有し、市内で生産される原材料を使用する商品。

3 登録商品への支援について

次の支援メニューがあります。

- ①越前市企業情報・ビジネスマッチングサイト「えちぜんモノづくりNET」内の越前市PR応援商品紹介ページに商品を掲載します。
- ②ロゴマーク表示のサポートを受けることができます。(シール配布、改版費用の一部補助)
- ③展示会等出展事業に登録商品を出展する場合に補助金を5万円加算します。

4 登録方法について

以下の書類を産業政策課へ提出してください。

- ①越前市PR応援商品登録申請書
- ②商品チラシ、商品の写真等

5 募集期間について

随時行っています。

6 登録する上での注意点について

- ①登録出来るのは1年度につき1事業者1商品です。
- ②本制度は登録商品の品質等を保証するものではありませんので消費者に誤解を与える商品表示を行わないでください。
- ③次の項目に該当する場合は、登録を取り消す場合があります。
 - ・虚偽の申請に基づき登録されたと認められたとき
 - ・商品の製造または販売を1年以上中止し、または廃止したとき
 - ・その他、越前市PR応援商品として適当でないと認められたとき

【問合せ先】
越前市役所 産業政策課
〒915-8530
越前市府中一丁目13-7
☎ 0778-22-3047(直)

裏面に続く

7 ロゴマークの使用について

ロゴマークは越前市のデザイナーの方に制作いただきました。全5色でそれぞれ色の反転タイプがあり、全10通りのバリエーションがあります。※1

使用方法は直接パッケージに印刷表示していただくか、市で用意するシール※2を貼っていただきます。

ロゴマークを単独で表示したり、ロゴマークの下部に越前市をPRするキャッチコピーを表示したり、商品HPやパンフレットに表示する等自由に使用していただくことができます。

※1 別途デザインマニュアルにカラー規程が定められています。

※2 市で用意するシールは原則黒色になります。

シールのイメージ



8 キャッチコピーの表示について

市が用意するシールに表示するキャッチコピーは以下の4種類です。

- ①越前国府が置かれ、紫式部が暮らしたまち 越前市
- ②自然に囲まれ幸せ運ぶコウノトリが舞うまち 越前市
- ③伝統産業に会える手仕事のまち 越前市
- ④豊かな自然と歴史のまち 越前市

パッケージに印刷する場合は自由にキャッチコピーを表示していただけます。

- 例 越前おろしそばの里 越前市
手すき和紙日本一のまち 越前市

シールにキャッチコピーを表示する場合のイメージ



キャッチコピーが入ります

9 製版(改版)費用の一部補助について

パッケージにロゴマークを表示させたり、越前市をPRするデザインを採用する場合に製版または、改版の費用に対して補助があります。

製版または、改版に要する費用の3分の2(年間20万円)を上限に補助いたします。

定期的なパッケージ改版のタイミングに合わせてご活用をご検討ください。

詳細は補助金交付要綱をご覧ください。

10 越前市企業情報・ビジネスマッチングサイト「えちぜんモノづくりNET」内の商品掲載について

サイト内の越前市PR応援商品紹介ページに掲載いたします。

商品画像、商品情報、連絡先等を表示いたします。商品販売のホームページにリンクすることも出来ますので販売促進に利用ください。

※登録商品の画像データの提供をお願いします。

ご不明な点がございましたら産業政策課までお問い合わせください